

琵琶湖博物館 年間観覧券利用規約

(規約の適用)

第1条 本規約は、滋賀県立琵琶湖博物館（以下「当館」という）の年間観覧券（以下「当券」という）の購入者および利用者に適用されるものとし、当券の購入および記名欄への署名を以て本規約に同意されたものとします。

2. 本規約にご同意いただけない場合は当券をご利用いただけません。

(料金)

第2条 料金区分は次のとおりです。

(1) 一般 … 年間 1,680円

(2) 大学生 … 年間 940円（購入時に学生証を提示してください）

2. ご購入後のキャンセルまたは払戻しは、当館が別途認める場合を除き、できません。

(有効期間)

第3条 当券の有効期間はご購入当日から翌年同日の前日までの1年間とします。

2. 前項に関わらず、有効期間の最終日が当館の定める利用除外日または休館日に該当する場合は、その直前の開館日が有効期間の最終日となります。

3. 原則として有効期間の変更や延長はいたしません。

(サービス内容)

第4条 当券をお持ちの方は、前条に定める有効期間内において、当館の常設展示および企画展示を何度でもご観覧いただくことができます。ただし、当館が定める利用除外日および休館日はご観覧いただけません。

2. 前項のサービスについては、当館の都合により変更することがあります。

(提示)

第5条 ご入館の際は、当券を当館展示交流員にご提示ください。ご提示のない場合は通常の観覧料金が必要となります。

(注意事項)

第6条 当券は記名欄に記載のご本人様が利用する場合のみ有効であり、ご本人様以外の方のご利用はできません。

2. 当券のご本人様以外の第三者への譲渡、貸与等はできません。

3. 当券を紛失、盗難または破損等により失った場合でも、再発行はいたしません。

4. 当券が不正に利用された場合（有効期間の改ざん、ご本人様以外の使用等）、または本規約に違反し、当券の利用者として不適格であると当館が判断した場合は、残存期間に関わらず当券をご返却いただきます。この場合、返金はいたしません。また、その後も当券をご購入いただけない場合があります。

(本規約の変更等)

第7条 本規約は随時変更する場合があります。当券の利用者は、購入時に関わらず当券を利用する限り、最新の規約に同意するものとします。